

新幹線車掌職剥奪・不当配転で労働審判申し立て!! JR東海の異常な労務政策・労組政策を許さない!!

2010年10月21日、三河安城駅の鈴木一幸さんは、JR東海が鈴木さんの新幹線車掌職を剥奪し三河安城駅に配転させた不当性を訴え、名古屋地方裁判所に労働審判の申し立てをしました。

鈴木さんは、2007年4月25日にJR東海ユニオン＝御用組合と決別し、JR東海労に加入しました。この頃から、出退勤時に管理者がカメラを持って監視や尾行がはじまり、何者かによる嫌がらせも横行するようになりました。

さらに会社は、車掌として乗務していたトラブルをとりあげて「再教育」の対象とし、ついに車掌失格の烙印を押し、2007年10月29日付けで駅へと放出しました。

JR東海労組合員に対して、乗務員不適格のレッテル張りをし、他職場に放逐するという会社の異常ともいえる労務政策・労組対策はまだまだ続けられています。

こうした、会社の横暴を許さないために、鈴木さんの申し立てた「労働審判」の闘いを支援し共に闘おうではありませんか!!



力強く決意表明をする鈴木さん

【申立の趣旨】

1. 相手方（JR東海）が申立人（鈴木一幸さん）になした平成19年10月29日付けの車掌職剥奪と配転命令が無効であることを確認する。
2. 相手方は、申立人に対し、金100万円の金員を支払え。

【労働審判とは】

平成18年4月1日から始まった労働審判手続は、解雇や給料の不払など、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルを、そのトラブルの実情に即し、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的としています。

労働審判手続は、労働審判官（裁判官）1人と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する労働審判員2人で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には、事案の実情に即した柔軟な解決を図るための労働審判を行うという紛争解決手続です。労働審判に対して当事者から異議の申立てがあれば、労働審判はその効力を失い、労働審判事件は訴訟に移行します。

〈裁判所ウェブサイト〉より